

入札公告

次のとおり一般競争入札の手続きを開始します。

令和3年6月18日

公益財団法人 愛知県文化振興事業団
理事長 菅 沼 綾 子

1 内容

(1) 名称

アートキャラバン事業に係る制作事務

(2) 仕様等

別添「設計書・仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定される次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しません。

ア 一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同じ。）。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(2) 参加表明書提出の日から対象業務の落札の決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

(3) 愛知県会計局の令和2・3年度入札参加資格者名簿（物品等）大分類「03. 役務の提供等」、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「03. 催事」のうち細分類「01. イベント企画」に登録されている者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立

てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 過去5年間において、国（公社及び独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体（関係団体を含む。）と芸術公演の制作等業務の履行実績を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

公益財団法人 愛知県文化振興事業団

広報・マーケティング部 広報・マーケティンググループ

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13番2号

電話（052）955-5506

- (2) 入札説明書の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和3年6月18日(金)から6月29日(火)（土曜日、日曜日、月曜日を除く。）までの午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

- (3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2に掲げる入札参加資格を有する者とする。

- (4) 参加表明書の提出、場所及び方法

ア 提出期間

令和3年6月18日(金)から6月29日(火)（土曜日、日曜日、月曜日を除く。）までの午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参及び、「特定記録」などの配達記録が残る手段による郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (5) 業務内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付方法

令和3年6月22日（火）から6月29日（火）午後5時まで。
指定の様式によるFAXでの受付。

イ 質問の回答日

令和3年7月1日（木）にFAXですべての入札参加資格者に回答する。
詳細は、入札説明書による。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札及び開札の日時

令和3年7月2日（金）午前11時

イ 入札及び開札の場所

愛知芸術文化センター 7階 会議室3

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13番2号

ウ 提出方法

持参によるものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（公益財団法人 愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければならない。ただし、公益財団法人 愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、公益財団法人 愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結期日までに納めなければならない。

ただし、公益財団法人 愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(4) 入札の無効

公益財団法人 愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

公益財団法人 愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。